

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）  
汚水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）

事業者選定基準

令和4年2月

瑞穂市環境水道部下水道課

## 目 次

1.	事業者選定基準の位置付け .....	1
2.	事業者選定の概要 .....	1
3.	優先交渉権者決定の方法 .....	2

## 1. 事業者選定基準の位置付け

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）汚水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）事業者選定基準（以下、「事業者選定基準」という。）は、瑞穂市（以下、「市」という。）が瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）汚水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）（以下、「本事業」という。）の実施にあたって、事業者を選定するための方式及び手順、評価項目等を示すものである。

## 2. 事業者選定の概要

### （1）事業者選定の方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設（「瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）汚水管路施設整備事業（第1期事業計画工区）募集要項」参照）の設計及び建設工事に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

### （2）事業者選定の方法

事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。応募資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案内容の審査は、提案価格の他、要求水準との適合性（設計・施工計画の妥当性、確実性等を含む。）の審査を行う。

### （3）審査委員会の設置

提案内容の審査にあたっては、「瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）管路施設整備事業（第1期事業計画工区）」プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、応募者の提案内容についての審査を行う。

市は、審査委員会の審査結果の報告をもとに優先交渉権者を決定する。

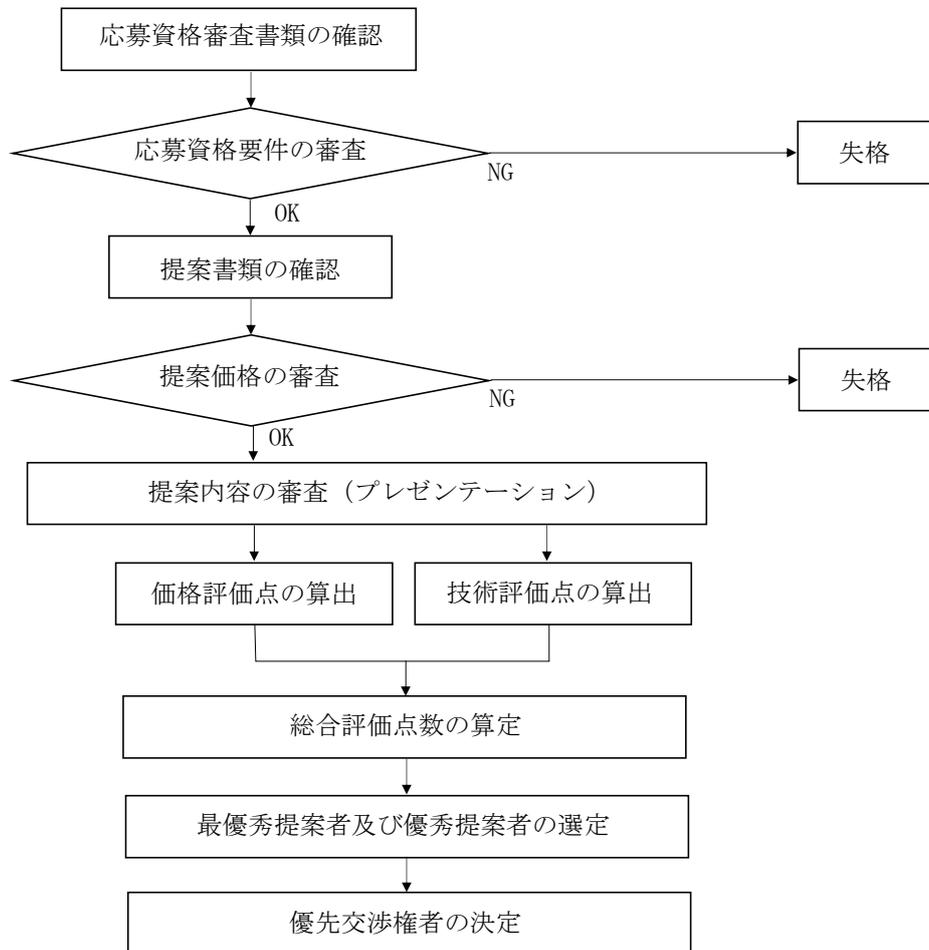
表－1 審査委員会 委員

委員	備考
うの しんや 宇野 真也	瑞穂市
さくらき しんいち 櫻木 晋一	学校法人朝日大学
たかみざわ かずひろ 高見澤 一裕	国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学
ふじもと ひろゆき 藤本 裕之	公益財団法人日本下水道新技術推進機構
もりた ひろあき 森田 弘昭	学校法人日本大学

### 3. 優先交渉権者決定の方法

#### (1) 優先交渉権者決定までの手順

優先交渉権者決定までの手順は以下のとおりとする。



図－1 優先交渉権者決定までの手順

#### (2) 応募資格の審査

##### 1) 応募資格審査書類の確認

市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

##### 2) 応募資格要件の審査

市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

##### 3) 審査内容は、表－2のとおりとする。

表－2 評価項目

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項の各項目

#### 4) 応募資格審査結果の通知

市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

#### (3) 提案書類の確認

市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っており、要求事項を満たしていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、追加提出等を求める。

#### (4) 提案内容の審査

##### 1) 提案価格の審査

市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。

見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、提案価格が著しく低い応募者については、提案価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

##### 2) プレゼンテーションの日程

市は、提案価格の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

##### 3) プレゼンテーションの実施

提案価格の審査後、審査委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

##### 4) 価格評価点の算出

応募者が提出した提案価格に対して、価格評価点の得点化方法に基づき得点化（以下、「価格評価点」という。）を実施する。

##### 5) 技術評価点の算出

技術提案の審査においては、応募者が提出した提案内容に対して評価項目及び配点に基づき得点化（以下、「技術評価点」という。）を実施する。

6) 評価項目及び配点は、表-3のとおりとする。

表-3 評価項目

大項目	中項目		様式番号	点数配分
(1) 会社概要	①	設計企業の実績	様式4-1	10点
	②	工事監理の実績	様式4-2	
	③	建設企業の実績	様式4-3	
	④	市内企業の活用・育成	様式4-4	
(2) 提案概要	⑤	工期の確実性	様式4-5	26点
	⑥	近隣住民への対応	様式4-6	
	⑦	水洗化促進につながる取組	様式4-7	
(3) 設計・施工計画	⑧	設計の手順と工期	様式4-8	18点
	⑨	施設配置や工法、コスト縮減	様式4-9	
	⑩	施工計画	様式4-10	
(4) 性能に対する安全性	⑪	性能保証を行うための方法等	様式4-11	4点
(5) 緊急時の対応	⑫	緊急事態発生時の対応	様式4-12	4点
(6) その他提案	⑬	SDGs 達成貢献への取組	様式4-13	8点
	⑭	その他応募者独自の有効な提案	様式4-14	
小計				70点
(7) 費用	①	提案価格	様式3-2	30点
小計				30点
合計				100点

① 設計企業の実績

平成18年度以降において、地方公共団体が発注した汚水管路施設の設計業務（開削工法及び推進工法（小口径、中大口径）の詳細設計）を完了した実績を評価する。

② 工事監理業務の実績

平成18年度以降において、地方公共団体が発注した汚水管路施設の工事監理の実績を評価する。

③ 建設企業の実績

平成18年度以降において、地方公共団体が発注した汚水管路施設の建設工事（開削工法及び推進工法（小口径、中大口径））の元請での実績を評価する。

④ 市内企業の活用・育成

市内企業の協力企業としての活用・育成に対する取組として、以下の項目を重視し評価する。

- ・設計業務/建設工事/工事監理/水洗化促進業務における市内企業の活用・育成のための取組

⑤ 工期の確実性

業務実施体制に示す完了期日について、確実に建設工事を終えるため、以下の項目を重視し評価する。

- ・設計業務/建設工事/工事監理の各視点で考慮すべき事項

- ・提案の完了期日を可能とするため応募者グループの施工体制や配置人員、連携方法等の取組内容
  - ・事業全体の工程とその管理の方法及び内容
- ⑥ 近隣住民への対応
- 施工時における交通障害や騒音・振動等、近隣住民へ配慮する事項として、通学路や歩行者等の安全対策、周辺環境への配慮等、以下の項目を重視し評価する。
- ・交通障害に対する配慮事項
  - ・通学路や歩行者への安全対策
  - ・騒音・振動等への環境対策
  - ・住民説明等による工事の周知、理解への工夫
  - ・苦情が発生した場合の対応
  - ・施工による家屋等への影響の対応
- ⑦ 水洗化促進
- 水洗化促進につながる様々な取組として、以下の項目を重視し評価する。
- ・水洗化促進業務の業務実施体制や実施方法
  - ・水洗化促進業務における住民対応として配慮すべき事項
  - ・水洗化促進につながる民間事業者の独自の取組内容
- ⑧ 設計の手順と工期
- 設計の手順の妥当性と工期短縮に対する取組として、以下の項目を重視し評価する。
- ・建設工事での手戻り、設計変更等を抑制するための取組
  - ・設計企業の技術力、創意工夫による設計期間の短縮
  - ・設計業務の部分成果による早期の工事着手
  - ・設計業務を進める上での市や建設企業との関わり方
- ⑨ 施設配置や工法、コスト縮減
- 施設配置や工法、コスト縮減方法の適用に対する取組として、以下の項目を重視し評価する。
- ・配置計画や工法に関する検討方法や計画案の考え方
  - ・下水道クイックプロジェクト等のコスト縮減方法の適用に関する検討方法（適用した場合のコスト縮減額、維持管理性、リスク、適否に関する評価方法等）
  - ・工法に応じた適正な建設工事の積算方法
- ⑩ 施工計画
- 工事を確実に施工するための施工計画として、以下の項目を重視し評価する。
- ・施工計画の内容の妥当性や実現性
  - ・施工が困難であると考える工区とその対策方法
- ⑪ 性能保証を行うための方法等
- 設計・施工時の性能保証を行うための方法として、ととして、以下の項目を重視し評価する。
- ・設計業務の設計図書の品質管理を行うための方法
  - ・建設工事における工事目的物の機能面、品質面等に関する性能保証を行うための方法
- ⑫ 緊急事態発生時の対応
- 緊急事態発生時の対応方法を評価する。
- ⑬ S D G s 達成貢献への取組
- 本事業の実施を通じた S D G s（持続的な開発目標）達成貢献に対する取組として、以下の項目を重視し、評価する。
- ・本事業の実施を通じて達成貢献に取り組む目標分野とその内容
  - ・取組内容の地域社会等への P R 方法

・取組内容の実現性

⑭ その他有効な提案

募集要項等に明記されていない応募者からの独自提案について評価する。

7) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに表－４のとおり５段階の評価を行い、得点化する。技術評価点は、小数点第１位までを求める。なお、評価項目⑤～⑫において、「D」と評価される項目がある場合、契約交渉においては是正を求める。

表－４ 技術評価点の判断基準

判断基準	評価	得点化方法
優れている	A	配点×1.00
AとCの間	B	配点×0.75
標準的（従来一般的な手法）である	C	配点×0.50
提案内容に改善の必要がある	D	配点×0.25
取組、提案がない	E	配点×0.00

8) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

価格評価点＝30点×（最低提案価格（税抜）÷ 応募者の提案価格（税抜））

なお、価格評価点は、小数点第３位以下を四捨五入し、小数点第２位までを求める。

提案価格が著しく低く、ヒアリングによって提案価格の妥当性が認められない提案については、上記算出に基づく点数化を実施しない場合もある。

(5) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

1) 総合評価点の算定

各応募者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点（100点満点）を算出する。

2) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点と同点の時は、技術評価点が最も高い応募者を選定する。さらに技術評価点と同点の場合は、くじにより決定する。

なお、総合評価点が応募者の中で最も高い提案であっても、評価項目⑤～⑫の合計（52点）が20点（補足：合計点の40%、⑤～⑫の8項目の内、Dの割合が概ね半分以下）に達しない場合は、最優秀提案として選定しない。

(6) 優先交渉権者の決定

審査委員会が選定した優秀提案者について、瑞穂市建設工事等請負業者選考委員会の審議を経て優先交渉権者として決定する。